一部の基幹放送をする無線局の欠格事由	国籍等（同条第４項第１号）	□ 有　□ 無
	処分歴等（同号）	□ 有　□ 無
	特定役員（同項第２号）	□ 有　□ 無
	議決権の割合（同項第２号及び第３号）	□ 有　□ 無
	役員の処分歴等（同項第４号）	□ 有　□ 無

［４・５　略］

６　申請（届出）の内容に関する連絡先

［表略］

［注１～４　略］

５　３の欄は、次によること。

⑴　法第５条に規定する欠格事由について、該当する□にレ印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種類が法第５条第２項各号のいずれかに該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。基幹放送（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送を除く。以下この注において同じ。）をする無線局以外の無線局については、一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄の記載は要しない。また、基幹放送をする無線局については外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限つて記載すること。

⑵　外国性の有無の欄、又は一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄のうち特定役員及び議決権の割合の欄に記載をした場合は、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。

［６～９　略］

別表第五号の二　認定計画の承継申請書（届出書）の様式（第25条の８において準用する第20条の２、第20条の３及び第20条の３の２関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

認定計画承継申請書（届出書）

年　月　日

総務大臣　殿

□電波法第27条の16において準用する同法第20条第１項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、同法第27条の16において準用する同法第20条第９項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の16において準用する同法第20条第２項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第27条の16において準用する同法第20条第３項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

（注１）

記

［１・２　略］

［４・５　同左］

６　［同左］

［表同左］

［注１～４　同左］

５　法第５条に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

［６～９　同左］

別表第五号の二　認定計画の承継申請書（届出書）の様式（第25条の８において準用する第20条の２、第20条の３及び第20条の３の２関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

認定計画承継申請書（届出書）

年　月　日

総務大臣　殿

□電波法第27条の16において準用する同法第20条第１項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、同法第27条の16において準用する同法第20条第９項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の16において準用する同法第20条第２項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第27条の16において準用する同法第20条第３項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

（注１）

記

［１・２　同左］